

令和 7 年 度

行政 監 査 報 告 書

「行政財産である建物及びその敷地における
空きスペースの活用形態について
～自動販売機設置を中心として～」

都 城 市 監 査 委 員

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 2 項の規定により、行政監査を実施した。
地方自治法第 199 条第 9 項の規定に基づき、その結果について報告する。

令和 7 年 11 月 18 日

都城市監査委員 新井 克美
都城市監査委員 上之園 誠
都城市監査委員 江内谷 満義

目 次

ページ

第1	監査の概要	1
1	監査の種類	1
2	監査のテーマ	1
3	監査の対象	1
4	監査の趣旨	1
5	監査の期間	1
6	監査の着眼点	1
7	監査の実施方法	1
第2	監査の結果（結論）	3
第3	監査の内容	5
1	自販機設置状況	5
2	自販機設置の使用対価	9
(1)	使用対価の比較	9
(2)	使用対価と設置料との比較	13
(3)	道路における占用料と都市公園における使用料との比較	16
(4)	使用料の免除	18
3	指定管理施設における自販機設置	20
(1)	施設設置条例	20
(2)	自主事業と目的外使用許可	21
(3)	収支報告書	22
資料1	自動販売機設置状況一覧	23
資料2	アンケート調査項目及び集計結果	26
資料3	公の施設における自動販売機の設置手続について（通知）	31

凡 例

1 本報告書における法令及び用語の略称は、次のとおりである。

- (1) 自治法・・・・・・・・・・地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）をいう。
- (2) 都市公園法・・・・・・・・・・都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）をいう。
- (3) 道路法・・・・・・・・・・道路法（昭和 27 年法律第 180 号）をいう。
- (4) 下水道法・・・・・・・・・・下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）をいう。
- (5) 使用料条例・・・・・・・・・・都城市使用料条例（平成 18 年条例第 100 号）をいう。
- (6) 道路占用料条例・・・・・・・・・・都城市道路占用料条例（平成 18 年条例第 216 号）をいう。
- (7) 都市公園条例・・・・・・・・・・都城市都市公園条例（平成 22 年条例第 42 号）をいう。
- (8) 都市公園以外の公園条例・・都城市都市公園以外の公園に関する条例（平成 22 年条例第 43 号）をいう。
- (9) 施設設置条例・・・・・・・・・・公の施設の設置及びその管理に関する事項を定めた条例をいう。
- (10) 目的外使用許可・・・・・・・・自治法第 238 条の 4 第 7 項に基づく行政財産の使用許可をいう。
- (11) 行政財産の貸付け・・・・・・・・自治法第 238 条の 4 第 2 項に基づく行政財産の貸付けをいう。
- (12) アンケート調査・・・・・・・・資料 2 のアンケート調査をいう。
- (13) 調査項目・・・・・・・・・・アンケート調査の項目をいう。

2 文中及び表中で用いる百分率は、原則として%の小数点以下第 2 位を四捨五入したものである。したがって、合計が 100.0%にならない場合がある。

第 1 監査の概要

1 監査の種類

自治法第 199 条第 2 項の規定に基づく行政監査

2 監査のテーマ

行政財産である建物及びその敷地における空きスペースの活用形態について
～自動販売機設置を中心として～

3 監査の対象

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に、自動販売機（以下「自販機」という。）を設置している市の行政財産である建物及びその敷地（指定管理制度導入施設を含む。）

4 監査の趣旨

自販機の設置は、行政財産の独占的使用を伴うものであり、その設置に当たっては、法令及び条例に基づく適正な手続を要する。

本市における自販機設置は、庁舎、文化施設、スポーツ施設、公園等、多様な施設に及んでいる。その設置形態としては、行政財産目的外使用許可（自治法第 238 条の 4 第 7 項）、行政財産の貸付け（同条第 2 項第 4 号）及び都市公園法・道路法等の個別法に基づく占用許可等のほか、指定管理者による設置など、複数の制度が併存しており、その運用は、施設や所管部局によって異なっている。

そして、指定管理施設における自販機設置については、施設設置条例における規定の有無、基本協定書・事業計画書・自主事業計画書の記載状況、収支報告書への計上方法等に関する取扱いに統一性を欠く状況がある。

本行政監査は、こうした状況を踏まえ、自販機設置に係る制度運用及び財産管理の実態を調査し、法令及び条例との整合性を検証するとともに、行政財産の適正管理及び有効活用並びに事務手続の透明性向上を図るための基礎資料を得ることを目的として、都城市監査基準（令和元年度都監委訓令第 1 号）に基づき実施したものである。

5 監査の期間

令和 7 年 4 月 11 日から同年 10 月 28 日まで

6 監査の着眼点

- （1）自販機の設置台数、設置料、設置事業者等の現状はどのようなものか。
- （2）自販機の設置が法令、条例、規則等に基づき適切・合理的に行われているか。
- （3）自販機の設置方法の選択（許可の方法によるか貸借契約の方法によるか）が合理的に行われているか。
- （4）指定管理施設における自販機の設置手続は、指定管理者制度の趣旨に照らし適切に行われているか。

7 監査の実施方法

市の行政財産である建物及びその敷地に設置している自販機について、次の調査を実施した。

（1）アンケート調査

全課に対して、市の行政財産である建物及びその敷地に設置している自販機に関する調査票を送付する方法により調査した。

アンケート調査の項目は、資料2「アンケート調査項目及び集計結果」(26 ページ参照)のとおりである。

(2) 書類調査

市の行政財産である建物及びその敷地に自販機を設置している施設所管課に対して、次の書類の提出を求め、調査を実施した。

- ① 自販機の設置に係る行政財産目的外使用許可又は貸付けに関する一連の書類(設置期間が令和6年度のもの)
- ② 指定管理施設において自販機を設置している場合は以下の資料
 - ア 指定管理施設の管理運営業務に関する基本協定書(令和6年度を含む協定書)
 - イ 指定管理施設の管理運営業務に関する年度協定書(令和6年度分)
 - ウ 指定管理業務の事業計画書(令和6年度分)
 - エ 自販機に係るその他の届出書(令和6年度分)
 - オ 自主事業計画書(令和6年度分)

第2 監査の結果（結論）

本監査は、市が所有する行政財産の活用形態のうち、市民の利用が多い自販機の設置について、その制度運用及び財務管理の実態を明らかにし、もって、行政財産利用の適正化及び透明性の確保を図ることを目的として実施したものである。

本監査の結果、施設や所管部局によって行政財産の使用手続や使用料算定方法が異なるなど、制度運用上の課題があることが明らかとなった。

本監査の結果を踏まえ、以下に指摘する問題点について、積極的かつ迅速な取組が求められる。

（1）行政財産の貸付制度の活用【第3の2（1）関係】

本市では、自販機の設置を目的とする行政財産の使用について、主に自治法第238条の4第7項に基づく「目的外使用許可」により処理している。この許可制度は、行政財産の本来の用途を妨げない範囲で一時的な利用を認めるものであって、自販機のように継続的・独占的に行政財産を使用し、かつ、収入を得る事案を想定しているものではないと解される。

自販機設置は、継続的・独占的に行政財産を使用すること及び使用に伴い収入を得ることを勘案すると、自販機設置を目的とする行政財産の使用を認める場合には、財源の確保及び行政財産の有効活用の観点から、自治法第238条の4第2項第4号に基づく「行政財産の貸付け」制度を積極的に活用することがより適切な手法といえる。すなわち、「行政財産の貸付け」という手法を用いることにより、競争入札等を通じて本市にとって有利な自販機設置業者を選定し、市場原理を反映した適正な貸付料を形成することができ、もって、自主財源の確保が期待される。

制度主管課においては、自販機設置に当たって施設の性質や利用目的に応じて、目的外使用許可の手法と貸付けの手法の適用区分を明確化し、手法選択の判断基準を策定すべきである。

（2）料率及び算定基準の見直し【第3の2（2）（3）関係】

現行の自販機設置に伴う使用料又は設置料（13ページ参照）の算定は、施設区分や管理形態によって料率や歩合率が異なっているが、その算定根拠が明確でないものや、適正な価格について長期間検討が行われていないものがある。例えば、使用料条例に基づく料率は、民間施設の相場と比較して相対的に低い水準にとどまっている。また、道路占用料条例の料率は、使用料条例に基づく料率と比較して著しく低額である。

行政財産の種類によってこのような差が生じることには疑問がある。各制度の趣旨及び利用実態を踏まえ、料率間の整合性及び法的根拠を明確化した上で、社会経済情勢の変動を考慮した定期的な見直しを行うことが適当である。

制度主管課においては、貸付料、使用料、占用料等を横断的に比較・整理し、整合性のある料率体系の再構築を検討する必要がある。

なお、自販機の設置については、これによって収入が得られるという特殊性に鑑みると、自販機の設置状況や利用状況を勘案し、条例で定めた範囲内で市長が料率を定めることを内容とする「自販機設置に関する条例（仮称）」を制定することも検討すべきではないか。

(3) 指定管理施設における取扱いの明確化【第3の2(4)、第3の3関係】

令和4年度行政監査報告書第2の5(2)(46ページ)において、指定管理者制度(自治法第244条の2第3項)においては、指定管理業務の範囲と指定管理者が行う自主事業の区分を明確にすることが求められる旨の意見を述べた。

本監査の結果、自販機を設置する行為が指定管理業務に含まれるのか、あるいは自主事業に該当するのか、が不明確な事例があった。また、基本協定書や事業計画書又は自主事業計画書に明記されないまま自販機が設置されている事例があった。さらに、自販機設置に伴う収入の帰属や指定管理料算定への反映の有無が不明確な事例があった。そして、自販機設置に関する使用料が免除されているがその根拠が条例に明記されていない事例、また、収支報告書に自販機収入が未計上又は不明確な事例もあった。

これらの事例は、いずれも指定管理業務に関する収入の適正把握あるいは透明性確保の観点から問題があるといわざるを得ない。

制度主管課においては、指定管理業務と自主事業の区分を明確化し、「自販機通知」(20ページ参照)の合理性について再検討する必要がある。あわせて、自販機設置に伴う収入が指定管理業務の内容(本来業務)として発生する場合には、収支報告書の様式において、自販機設置に係る収入の勘定科目を設けることを検討すべきである。

第3 監査の内容

1 自販機設置状況

(1) 自販機設置の状況

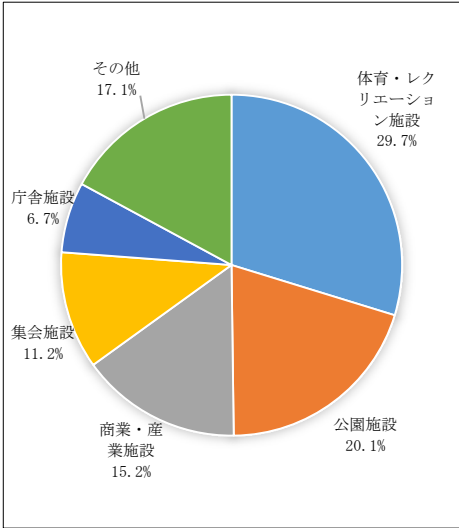
全課に対して自販機設置に係るアンケート調査（調査項目問1、2、3）を行った。
自販機の設置状況については、【資料1】のとおりである。

(2) 施設区別の設置台数

アンケート調査（調査項目問1、2、3、4）によれば、【図1】施設区別の設置台数
施設区別の自販機設置台数は、【表1】【図1】のとおり
である。

市の行政財産に設置されている自販機は、合計269台であつた。そのうち、市が直接管理する施設（以下「市直接管理施設」という。）に設置されているものは112台（41.6%）、指定管理に係る本市の施設（以下「指定管理施設」という。）に設置されているものは157台（58.4%）であり、過半数が指定管理施設に集中していた。

施設区別では、体育・レクリエーション施設が80台（29.7%）、公園施設が54台（20.1%）であり、この2区分で全体の約半数を占めている。これらは、市民利用の頻度が高い施設であり、利便性確保の観点から設置が進んでいる状況と推察される。



【表1】施設区別の設置台数

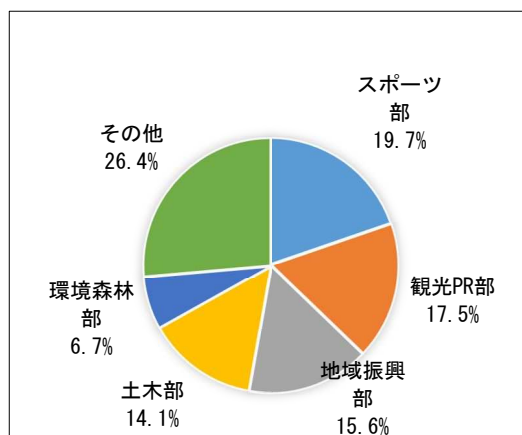
施設区分	台数			構成比 (%)
	合計	市直接管理施設	指定管理施設	
体育・レクリエーション施設	80	1	79	29.7
公園施設	54	33	21	20.1
商業・産業施設	41	12	29	15.2
集会施設	30	11	19	11.2
庁舎施設	18	18	0	6.7
社会教育・文化施設	10	10	0	3.7
消防施設	8	8	0	3.0
環境・衛生施設	7	5	2	2.6
保健・医療・福祉施設	5	3	2	1.9
住宅施設	5	5	0	1.9
駐車・駐輪施設	5	0	5	1.9
その他施設	5	5	0	1.9
学校・教育施設	1	1	0	0.4
合計	269	112	157	100.0

(3) 所管部局別の設置台数

アンケート調査（調査項目問1）によれば、所管部局別の自販機の設置台数は、【表2】【図2】のとおりである。

自販機設置台数の多い部局は、①スポーツ部 53台（19.7%）、②観光PR部 47台（17.5%）、③地域振興部 42台（15.6%）、④土木部 38台（14.1%）であり、これら4部局で全体の約6割を占めている。これらの部局は、いずれも体育・レクリエーション施設、公園施設等の市民の利用頻度が高い施設を所管しており、自販機設置数の多さが施設の性格と対応している。

【図2】 所管部局別の設置台数



【表2】 所管部局別の設置台数

所管部局	台数	構成比 (%)	所管部局	台数	構成比 (%)
スポーツ部	53	19.7	商工部	14	5.2
観光PR部	47	17.5	総務部	10	3.7
地域振興部	42	15.6	消防局	8	3.0
土木部	38	14.1	福祉部	3	1.1
環境森林部	18	6.7	上下水道局	3	1.1
教育委員会	17	6.3	健康部	1	0.4
農政部	15	5.6	合計	269	100.0

※ 「所管部局」は令和7年4月1日現在の名称による。

(4) 公有財産の区分及び自販機設置の法的根拠類型

ア 法的根拠

「公有財産」とは、市の所有に属する不動産等をいい（自治法第238条第1項）、その性質に応じて「行政財産」と「普通財産」に区分される（同条第3項）。「行政財産」とは、市において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、それ以外の公有財産は「普通財産」に区分される（自治法第238条第4項）。

本監査においては、「行政財産」に設置されている自販機を対象とし、「普通財産」に設置されているものは対象外としている。

行政財産については、原則として貸付けや私権の設定が制限されているが、その用途・目的を妨げない限りにおいて使用許可が認められている（自治法第238条の4第7項）。そして、行政財産の有効活用の観点から、平成18年に自治法が改正され、庁舎敷地等の余裕部分について貸付けの方法によることが可能となった（自治法第238条の4第2項第4号）。

他方、道路や都市公園などの行政財産については、自治法に対する特別法として、それぞれ道路法や都市公園法に基づく占有許可や設置許可を経て設置される。

さらに、指定管理施設においては、指定管理者が管理権限の範囲内で自販機を設置することができ、この場合は、行政財産の許可等の手続を要しない。

以上の法律関係を整理すると、自販機設置の法的根拠は、①行政財産目的外使用許可、②行政財産の貸付け、③個別法等（都市公園法、道路法、下水道法、都市公園以外の公園条例等）に基づく許可、④指定管理者による設置、の4つに類型化することができる。

イ 類型別設置台数

上記各類型の自販機設置台数は、【表3】のとおりであり、その概要は次のとおりである。

- ① 行政財産目的外使用許可に基づく設置は、92台（34.2%）であった（アンケート調査（調査項目問5））。
- ② 行政財産の貸付けに基づく設置は、13台（4.8%）であった（アンケート調査（調査項目問5））。
- ③ 個別法等（都市公園法、道路法、下水道法等）に基づく設置は、49台（18.2%）であり、その内訳は、都市公園法第5条による設置許可31台（11.5%）、都市公園以外の公園条例による施設設置許可15台（5.6%）、都市公園以外の公園条例による占有許可1台（0.4%）、道路法第32条による占有許可1台（0.4%）、下水道法第24条第1項による占有許可1台（0.4%）であった（アンケート調査（調査項目問5））。
- ④ 指定管理者による設置は、114台（42.4%）であり、そのうち113台は自販機設置業者等に設置させたものであり、1台は指定管理者自らが設置したものであった（アンケート調査（調査項目問18））。

なお、上記いずれの類型にも属さないものとして、指定管理者から再委託を受けた第三者が、市の許可を得ずに自販機を設置した事例が1件あった（「令和5年度財政援助団体等監査報告書」5ページ参照）。

【表 3】法的根拠類型別の設置台数

区分	台数			構成比 (%)
	合計	市直接管理 施設	指定管理施 設	
① 行政財産目的外使用許可	92	63	29	34.2
自治法第238条の4第7項に基づく行政財産目的外使用許可	92	63	29	34.2
② 行政財産の貸付け	13	13	0	4.8
自治法第238条の4第2項に基づく行政財産の貸付け	13	13	0	4.8
③ 個別法等に基づく許可	49	36	13	18.2
都市公園法第5条に基づく公園施設設置許可	31	29	2	11.5
都市公園以外の公園条例の公園施設設置許可	15	4	11	5.6
都市公園以外の公園条例の占用許可	1	1	0	0.4
道路法第32条に基づく占用許可	1	1	0	0.4
下水道法第24条第1項に基づく占用許可	1	1	0	0.4
④ 指定管理者が指定管理施設に設置	114	0	114	42.4
指定管理者が自販機設置業者等に設置させるもの	113	0	113	42.0
指定管理者が自ら設置するもの	1	0	1	0.4
⑤ その他	1	0	1	0.4
合計	269	112	157	100.0

ウ 公用財産、公共用財産別の設置台数

行政財産には、公用財産と公共用財産がある。「公用財産」とは、市庁舎など市の事務又は事業の用に供する行政財産をいう。また、「公共用財産」とは、スポーツ施設・公園など直接公共の用に供する行政財産をいう。

公用財産、公共用財産別の自販機の設置台数は、【表 4】のとおりであり、約 9 割が公共用財産に設置されている。

【表 4】公用財産、公共用財産別の設置台数

区分	台数	構成比 (%)
公用財産	29	10.8
公共用財産	240	89.2
合計	269	100.0

2 自販機設置の使用対価

(1) 使用対価の比較

ア 使用対価の算定方法

本市では、自販機設置に伴う使用料、貸付料及び占用料（以下これらを総称して「使用対価」という。）の算定について、以下の方式が併存している。

① 行政財産目的外使用許可方式

使用料条例に基づき、売上高の10%を使用料として徴収する方式である。

② 行政財産貸付け方式（自治法238条の4第2項第4号）

原則として競争入札により業者を選定し、市場原理により貸付料が設定される。

③ 個別法等（都市公園法、道路法等）に基づく許可方式

都市公園条例及び都市公園以外の公園条例（使用料条例を準用）に基づき売上高の10%を使用料として、道路においては道路占用料条例に基づき占用面積1平方メートル当たり年額1,100円を占用料として、それぞれ徴収している。

なお、指定管理者が指定管理業務として自販機を設置する場合には、使用対価は生じない。

イ 調査の結果

(ア) 行政財産の貸付設置手続

行政財産の貸付けの方法によって設置した自販機13台（【表3】参照）を対象として、契約の方法についてアンケート調査（調査項目問6）を行った。その結果は、【表5】のとおりである。

行政財産の貸付けによる設置は計13台で、そのうち競争入札によるものは本庁舎1階の1台のみであり、そのほかはいずれも随意契約であった。

なお、随意契約の方法により設置された自販機12台（NiQLL's Gacha（通称：肉ガチャ）1台を含む。）は、全て「道の駅」都城に設置されているものである。

【表5】貸付けによる設置手続

区分	台数	構成比（%）
競争入札の方法	1	7.7
随意契約の方法	12	92.3
合計	13	100.0

(イ) 自販機 1 台当たりの年間売上

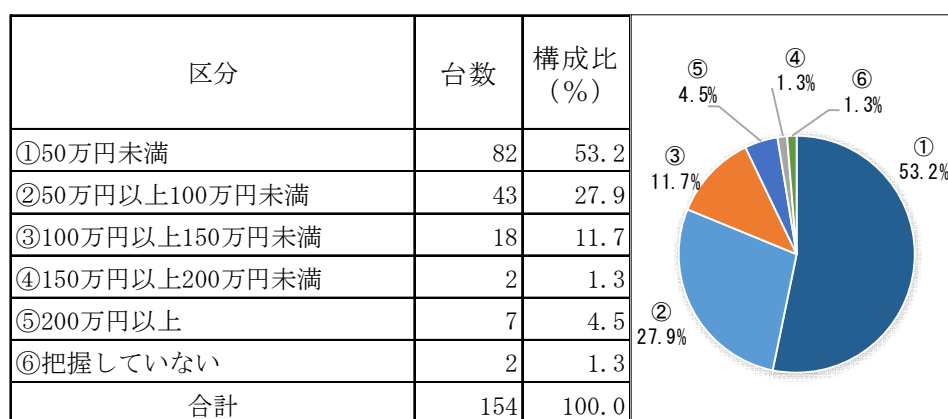
a 全体

目的外使用許可、行政財産の貸付け又は個別法等に基づく許可の方法により設置した自販機 154 台【表 3】参照) について、自販機 1 台当たりの年間売上に関するアンケート調査(調査項目問 12)を行った。その結果は、【表 6】のとおりである。

売上については、1 台当たり年間売上が 100 万円未満のものが約 80%を占め、年間平均は約 60 万円(売上額が突出している「NiQLL's Gacha」を除く。)で、280 万円超の売上の自販機もあった。自販機の売上は、設置場所や設置業者(飲料水の品目)によって大きな差が認められた。

なお、「NiQLL's Gacha」の令和 6 年度年間売上は、41,655,000 円であった。

【表 6】年間売上



b 本庁舎

本庁舎内における各階ごとの過去5年間の年間売上は、【表6-2】のとおりである。

過去5年間ににおける年間売上の最高額は、4,264,470円(令和3年度本庁舎3階)であった。

また、過去5年間ににおける最高売上設置業者は、いずれもD社であった。

【表6-2】年間売上の推移(本庁舎)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
設置場所	設置者	年間売上	設置者	年間売上	設置者	年間売上	設置者	年間売上	設置者	年間売上
本庁舎6階(使用許可)	A社	884,800	A社	1,012,970	B社	1,239,280	B社	923,140	C社	1,035,800
本庁舎5階(使用許可)	B社	1,643,130	B社	1,798,580	C社	1,891,240	C社	2,107,090	D社	2,801,570
本庁舎4階(使用許可)	C社	2,314,600	C社	2,458,140	D社	3,940,230	D社	3,270,520	E社	2,280,880
本庁舎3階(使用許可)	D社	3,760,970	D社	4,264,470	E社	949,050	E社	1,800,070	F社	1,724,510
本庁舎2階(使用許可)	E社	821,172	E社	782,297	F社	1,689,550	F社	1,550,030	A社	2,704,000
本庁舎1階(使用許可)	G社	393,950	G社	432,840	G社	415,010	G社	459,490	G社	564,060
本庁舎1階(貸付け)	D社	2,659,760	D社	2,762,800	H社	2,419,090	H社	2,402,710	D社	2,257,060
南別館2階(使用許可)	F社	952,060	F社	746,970	A社	1,407,440	A社	1,426,740	B社	1,399,500
北別館1階(使用許可)							A社	868,880	A社	882,380
キャノピー(使用許可)	D社	885,370	D社	906,390	D社	964,780	D社	827,080	D社	841,110

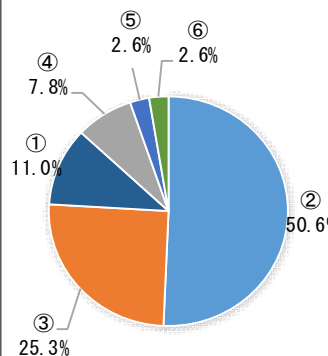
(ウ) 自販機の年間使用対価

a 全体

目的外使用許可、行政財産の貸付け又は個別法等に基づく許可の方法により設置した自販機154台(【表3】参照)について、自販機の年間使用対価に関するアンケート調査(調査項目問13)を行った。その結果は、【表7】のとおりであり、年間使用対価が5万円未満の自販機が、全体の約5割を占めていた。

【表7】年間使用対価

区分	台数	構成比(%)
①免除	17	11.0
②5万円未満	78	50.6
③5万円以上10万円未満	39	25.3
④10万円以上15万円未満	12	7.8
⑤15万円以上20万円未満	4	2.6
⑥20万円以上	4	2.6
合計	154	100.0



b 本庁舎

本庁舎内における令和6年度の自販機設置について、①目的外使用許可による方式（本庁舎5階）と②行政財産の貸付けによる方式（本庁舎1階）との年間売上及び年間使用対価を比較したものが【表7-2】である。

これによると、年間売上は、①が約280万円であるのに対して、②が約230万円であり、①が約50万円多かった。また、年間使用料は、①が約31万円であるのに対して、②が約138万円であり、②は①の約4.5倍であった。そして、売上に対する年間使用料割合は、①は11.0%であるのに対して、②は61.3%で、②は①の約5.6倍であった。

同一建物内に設置した自販機であっても設置の方式（制度選択）の違いにより、市に帰属する収入に数倍規模の差が生じている。

【表7-2】使用対価の比較

No.	設置場所	設置方法	使用対価積算方法	年間売上 (a)	使用対価 (b)	割合 (b/a)
①	本庁舎5階	目的外 使用許可	使用料条例（売上×10%+消費税）	2,801,570	308,160	11.0%
②	本庁舎1階	貸付け	競争入札	2,257,060	1,382,700	61.3%

ウ 所見

自販機設置を目的とした行政財産使用の方式については複数の併存しているが、今回の調査の結果、それぞれの方式の特性に応じて収入実績に顕著な差があることが明らかになった。特に、競争入札による貸付け方式は、市場原理を反映した結果として、市の財源確保に有効といえる。

施設所管課においては、上記の実態を踏まえ、自販機の設置に当たっては、当該施設の性質・規模、利用状況等に応じた方式を適切に選択し、収益性が高いと見込まれる場所にあつては、競争入札による貸付け方式を積極的に活用すべきである。

また、制度主管課においては、自販機設置に当たって施設の性質や利用目的に応じて、目的外使用許可の手法と貸付けの手法の適用区分を明確化し、手法選択の判断基準を策定すべきである。

(2) 使用対価と設置料との比較

ア 使用対価と設置料の算定方法

自治法第 238 条の 4 第 7 項は、行政財産はその用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可できる旨を規定している。本市の市直接管理施設においては、清涼飲料水等の自販機を行政財産に設置する場合には、上記規定に基づく許可（目的外使用許可）を行い、その対価として、使用料条例に基づき、売上高の 10%の使用料を徴収している。

これに対して、本市の指定管理施設においては、指定管理者が管理権限の範囲内で自販機を設置することができ（貸付け・許可手続は不要）、この場合における自販機設置の対価（以下「設置料」という。）は、指定管理者と自販機業者との契約によって定められ、その算定方法は歩合制を採っている例が多い。

以上のことから、自販機の設置については、市直接管理施設と指定管理施設では、同じ本市の行政財産の活用であっても、その法的手続及び使用対価・設置料の算定方法に相違がある。

イ 調査の結果

(ア) 指定管理自販機 1 台当たりの年間売上

指定管理者が指定管理施設に設置している自販機（以下（2）イ及びウにおいて「指定管理自販機」という。）114 台（【表 3】参照）について、自販機 1 台当たりの年間売上に関するアンケート調査（調査項目問 24）を行った。その結果は、【表 8】のとおりであり、自販機 1 台当たりの年間売上が 100 万円未満の台数は、約 80%であった。

【表 8】指定管理自販機の年間売上

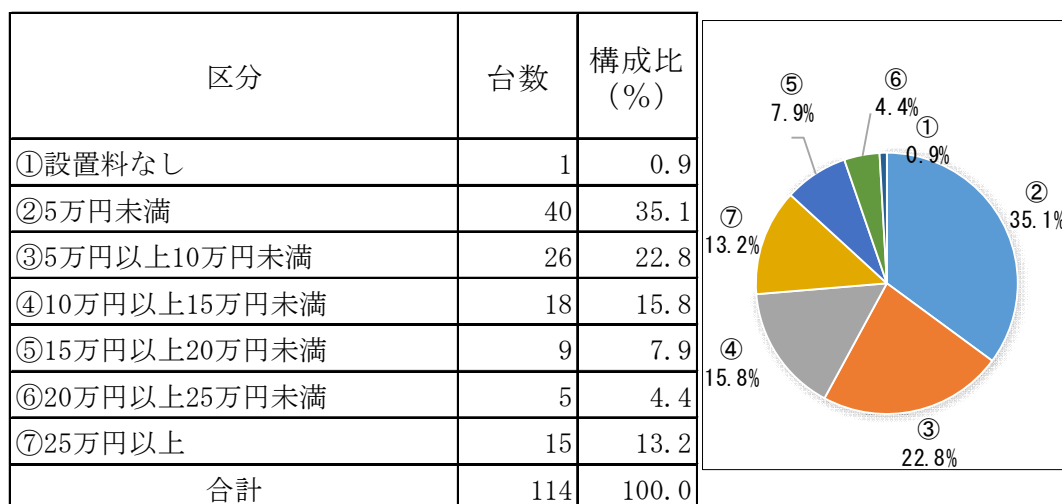


(イ) 年間設置料

指定管理自販機 114 台（【表 3】参照）について、年間設置料に関するアンケート調査（調査項目問 25）を行った。その結果は、【表 9】のとおりであり、年間設置料が 5 万円未満の自販機は、約 35％であった。

なお、「設置料なし」と回答のあった自販機は、指定管理者自らが設置したものである。

【表 9】 年間設置料



(ウ) 設置料の算定方法

指定管理自販機 114 台（【表 3】参照）について、設置料の算定方法に関するアンケート調査（調査項目問 26）を行った。その結果は、【表 10】のとおりである。

算定方式は、114 台中 113 台（99.1％）が歩合方式であり、定額方式や併用方式は皆無であった。

なお、「その他」は、指定管理者自らが設置しているものである。

【表 10】 設置料の算定方法

区分	台数	構成比 (%)
定額	0	0.0
歩合	113	99.1
定額と歩合の併用	0	0.0
その他	1	0.9
合計	114	100.0

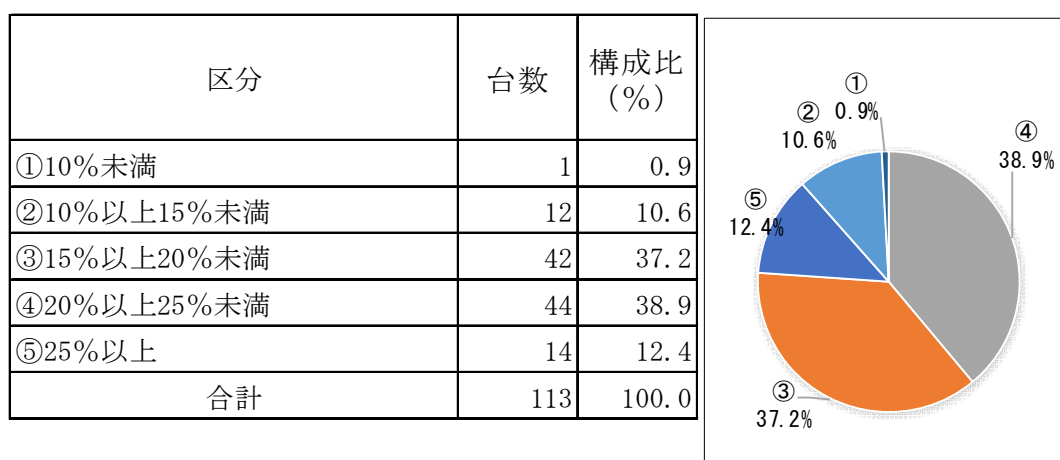
(エ) 売上額に対する割合

上記(ウ)において歩合方式と回答した自販機 113 台(【表 10】参照)を対象として、売上額に対する設置料の割合についてアンケート調査(調査項目問 26-4)を行った。その結果は、【表 11】のとおりである。

使用料条例における使用料(清涼飲料水等自販機)は、「使用期間に係る売上額に 100 分の 10 を乗じて得た額」と規定している。

自販機の売上額に対する歩合率(設置料割合)の平均値は、18.4%であり、条例に定める使用料率(10%)と比較して高い率であり、また、条例に定める使用料率を上回る歩合率を設定していた自販機は、103 台(91.2%)であった。

【表 11】 売上額に対する割合



ウ 所見

本市の使用料条例に基づく料率は、売上高の 10%とされている。これに対して、指定管理施設における設置料の歩合率は平均で 18.4%であり、使用料条例の料率と比べると 2 倍近くとなっている。

指定管理自販機で販売されている商品(清涼飲料水等)の値段は、市直接管理施設のものとおおむね同一であるにもかかわらず、自販機設置に係る対価の料率が市直接管理施設と指定管理施設とで大きく異なることは、行政財産の使用対価の公平性という観点から議論の余地がある。

現行の自販機設置に関する使用料条例における料率については、自販機設置に伴う収益性等を勘案し、見直しが求められよう。

(3) 道路における占用料と都市公園における使用料との比較

ア 占用料等の算定方法

道路や都市公園は、いずれも行政財産であり、特定の者が一定期間独占的に利用する場合には、法令に基づく許可が必要となる。そして、地方公共団体は、法令の規定に基づき、条例を制定し、被許可者から占用料・使用料を徴収している。

本市においては、以下に述べるとおり、道路にあつては「面積基準の定額制」を、また、都市公園にあつては「売上基準の歩合制」を、それぞれ採用している。

① 道路の場合

道路法は、道路に工作物等を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない旨（第32条）を、また、占用料の額及び徴収方法は、条例で定める旨（第39条第2項本文）をそれぞれ規定している。

これを受けて、本市においては、道路占用料条例を制定しているが、自販機設置に関する明文の規定は存在しない。しかし、実務においては、自販機設置は、上記条例の別表中の「その他の工作物」に該当するとして、占用面積1平方メートル当たり年額1,100円を徴収している。

② 都市公園の場合

都市公園法は、都市公園に公園施設を設けようとするときは、公園管理者に許可を受けなければならない旨（第5条第1項）を、また、同法で定めるもののほか、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項は、条例で定める旨（第18条）をそれぞれ規定している。これを受けて、本市においては都市公園条例を制定し、自販機設置の使用料について「使用料条例の例による」と規定している。この結果、都市公園における自販機設置の使用料は、「売上額の10%」とされている。

イ 調査の結果

個別法等の規定に基づいて設置した自販機49台（【表3】参照）を対象として、占用料等の算定方法に関するアンケート調査（調査項目問15）を行った。その結果は【表12】のとおりである。

使用料条例に基づき算定（売上歩合制）していた自販機は48台（98.0%）であり、道路占用料条例に基づき算定（面積定額制）していた自販機は1台（2.0%）であった。

【表12】算定方法

区分	台数	構成比（%）
「使用料条例の例による」とされた都市公園条例等により算定した額	48	98.0
道路占用料条例第3条により算定した額	1	2.0
合計	49	100.0

ウ 所見

①使用料条例に基づく使用料の算定（売上の10%）と②道路占用料条例に基づく占用料の算定（1㎡当たり1,100円）について、対象土地面積2㎡、自販機1台の年間売上60万円と仮定して試算した結果は、次のとおりである。この試算結果によると、①と②とでは約27倍の差が生じることになる。

①都市公園方式（売上歩合制）

$$60 \text{ 万円} \times 10\% = 6 \text{ 万円/年}$$

②道路方式（面積定額制）

$$2 \text{ ㎡} \times 1,100 \text{ 円} = 2,200 \text{ 円/年}$$

自販機設置の対価について、上記①及び②について約27倍もの差が生じることは、根拠条例が異なることを理由としても、合理性が認められるか疑問である。「道路」とは、一般交通の用に供する道をいい、道路と一体となってその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものと定義されている（道路法第2条第1項）から、道路上に自販機を設置することは一般的には認められないものと解される。このため、道路占用料条例は、一般交通の用に供する道路について一時的・臨時的な占有を認めるものであって、自販機設置のような長期的・恒常的に道路を占有し、かつ、占有者（自販機業者）に収益が得られる工作物を設置することに伴う占用料の徴収を想定していないものと解される。

なお、仮に、道路に自販機を設置することを認める場合には、その設置料について、都市公園における使用料との均衡を考慮して、道路占用料条例を改正する必要があるだろう。

(4) 使用料の免除

ア 使用料の減免

地方公共団体は、行政財産を使用させる場合には、原則として、条例に規定する使用料を徴収しなければならない（自治法第 225 条・第 228 条、使用料条例）。

一方、使用料条例第 6 条第 1 項は、次に掲げる場合には、使用料を減免することができる旨を規定している。

- ① 国や他の地方公共団体が公用又は公共用に使用する場合
- ② 公共的団体又は公益団体がその事務又は事業のために使用する場合
- ③ 災害被災者が市営住宅に一時的に入居する場合

そして、使用料条例第 6 条第 3 項は、「市長が特別の理由があると認めるとき」は、減免することができる」と規定している。この規定に基づく使用料減免の適用に当たっては、明確かつ具体的な理由を明らかにしなければならない。

イ 調査の結果

(ア) 使用料減免の有無

自販機設置の使用料について、減額又は免除の有無に関するアンケート調査（調査項目問 14）を行った。市直接管理施設においては、減額・免除の事例は見られなかった。

指定管理施設においては、指定管理者が目的外使用許可等を受けて設置している自販機 42 台（【表 3】参照）のうち、使用料免除は 17 台（40.5%）であった（減額は皆無）。

指定管理施設において、指定管理者が目的外使用許可等を受けて自販機を設置しているにもかかわらず、使用料の免除を受けている場合には、指定管理者は、自販機設置業者からは自販機設置料を受け取っていながら、市への使用料が免除されているということになる。この結果、指定管理者は、指定管理施設に自販機を設置することによって、免除された使用料相当分の金額が自己の実質的収入となっている。

(イ) 免除の理由

使用料免除の 17 台を対象として、使用料免除の理由についてアンケート調査（調査項目問 14-3）を行った。全ての免除理由が「指定管理者が指定管理施設の管理経費に充てるため」とするものであった。

このことは、市が本来徴収すべき使用料を免除することによって、当該免除相当額を指定管理経費の一部に充てることによって、指定管理料を減額する趣旨であろうか。使用料徴収及び指定管理料精算の明確化等の観点から、このような便宜的な取扱いが認められるのであろうか。

そこで、上記 17 台を対象として、使用料の免除額相当額を指定管理料の積算時に考慮しているかについて、アンケート調査（調査項目問 14-4）を行ったところ、考慮していると回答のあった自販機は 15 台（88.2%）であった。

ウ 所見

使用料減免の取扱い、条例に規定する要件に基づき、厳格かつ公平に運用することが求められる。「施設管理経費に充てるため」という上記の減免理由は、使用料条例第6条第1項各号のいずれにも該当しない。また、「市長が特別の理由があると認めるとき」に該当するとして、市長決裁を得ているわけでもなかった。

目的外使用許可により行政財産に自販機を設置する場合は、被許可者は使用料を支払うことが一般的であることに照らせば、指定管理者に使用料の免除を認める取扱いは、公平性の観点から大いに疑問があると言わざるを得ない。

ところで、指定管理者が目的外使用許可を受けて自販機を設置する行為は、一般的に「自主事業」と位置付けられており、これによって得られる収入は指定管理者に帰属する。そうすると、自主事業として行う指定管理施設内における自販機設置事業は、営利的な行為に該当すると考えられるから、市が公益目的として使用料を免除するような性質のものではなく、使用料の免除理由とはなり得ない。

3 指定管理施設における自販機設置

(1) 施設設置条例

ア 指定管理施設における自販機設置の許可

指定管理者制度は、自治法第 244 条の 2 第 3 項に基づき、公の施設の管理を民間事業者等に委ねる仕組みである。そして、指定管理者の権限は、施設設置条例に規定された範囲に限られる。

指定管理者が、指定管理施設において、自主事業として、自販機を設置する場合には、自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づく目的外使用許可が必要である。

制度主管課は、平成 25 年に、「公の施設における自動販売機の設置について（同年 5 月 16 日付け都行第 51 号）」（以下「自販機通知」という。後掲「資料 3」参照）を発出している。

自販機通知によれば、施設設置条例に「市長に届け出ることによって物品販売等を行うことができる」との規定がある場合には、届出をもって、目的外使用許可を得ることなく自販機の設置が可能とされ、この場合には目的外使用許可は不要である、と整理されている。

これに対して、自販機通知は、施設設置条例にこのような規定がない場合には、目的外使用許可を必要とするとの取扱いを示している。

イ 調査の結果

指定管理自販機 114 台（【表 3】参照）について、施設設置条例において、指定管理者が物品販売等を行うことができる旨を規定しているか否かを調査（条例を調査）した。その結果は【表 13】のとおりである。

施設設置条例に「物品販売等ができる」との規定が設けられている指定管理施設に設置されていた自販機は 106 台（93.0%）、それ以外の自販機は 8 台（7.0%）であった。

自販機通知の取扱いによれば、後者の 8 台の自販機の設置については、目的外使用許可を申請しなければならないところ、いずれの自販機設置もこの申請が行われていなかった。

【表 13】施設設置条例の規定の有無

区分	台数	構成比 (%)
有	106	93.0
無	8	7.0
合計	114	100.0

ウ 所見

都城市総合文化ホール条例（平成 18 年条例第 20 号）においては、指定管理業務に関する規定（第 6 条）と、届出により物品販売を認める規定（第 7 条）とが別個に定められている結果、前者は指定管理業務の範囲について定めたものであるのに対して、後者は自主事業について定

めたものであると解する余地がある。また、都城市ウェルネス交流プラザ条例（平成 18 年条例第 226 号）においても、指定管理業務（第 6 条）と物品販売等行為（第 7 条）について別個に定めている。

一方、施設設置条例において、届出によって物品販売を認める旨の規定が設けられていない中で、目的外使用許可を得ることなく自販機が設置されている事例もあった。

個々の施設設置条例を精査してみると、物品販売を認める旨の規定の趣旨が指定管理業務に属するのか、自主事業に属するかは必ずしも明確ではない。このように条例の規定が明確性を欠く中で、所管課が「自販機通知」が示す内容のみによって目的外使用許可の要否を判断することは困難であり、かつ、問題があるといわざるを得ない。

制度主管課は、前述（4 ページ）のとおり指定管理業務と自主事業の区分を明確にするとともに、「自販機通知」の内容を見直す必要がある。

（２） 自主事業と目的外使用許可

ア 自主事業計画書の状況

公の施設の管理における指定管理者の権限は、一般的に、施設設置条例や基本協定書に定められた管理業務の範囲に限られる。したがって、指定管理者は、指定管理施設内に自販機を設置する場合において、自販機設置が指定管理業務の内容とされていないときには、自販機設置事業が「自主事業」と位置付けられる結果、目的外使用許可（自治法第 238 条の 4 第 7 項）が必要となる。

イ 調査の結果・所見

指定管理施設における自販機 114 台のうち、基本協定書及び事業計画書のいずれにも自販機設置に関する記載がなかった自販機 8 台について、自主事業計画書に自販機設置に関する記載があるか否かを調査した。その結果は【表 14】のとおりであり、全ての自販機（8 台）について自主事業計画書に自販機に関する記載がなかった。

指定管理者が有する権限は、条例及び基本協定書に基づく範囲に限定されるため、自販機設置が指定管理業務に含まれない場合には、目的外使用許可手続を経なければならない。

なお、自販機設置事業が指定管理業務に含まれる場合には、指定管理者が自販機設置に関する権限を有することを明確にする必要がある。そのため、事業計画書に自販機設置に関する事項を記載することが求められる。そして、指定管理施設への自販機設置が施設利用者による有償利用を伴う事業であることに鑑みると、基本協定書においても、自販機設置に関する事項を明記すべきである。

【表 14】 自主事業計画書に記載の有無

区分	台数	構成比 (%)
有	0	0.0
無	8	100.0
合計	8	100.0

(3) 収支報告書

ア 事業報告書の提出

自治法第 244 条の 2 第 7 項は、指定管理者に対し、毎年度終了後に当該公の施設の管理に関する事業報告書を作成し、地方公共団体に提出することを義務付けている。これを受け、各施設設置条例及び施行規則では、事業報告書において、指定管理業務に係る収支状況を明らかにすることを求めている。

指定管理料は、指定管理者の収入・支出の状況を踏まえて算定されるものであるから、所管課は、自販機設置に関する収入を把握する必要がある。

イ 調査の結果

指定管理施設における自販機（指定管理業務の一環として設置・運営しているとみられるもの）は、114 台であった。これらについて、指定管理者が年度終了後に施設所管課へ提出する事業報告書において管理運営経費の収支状況における自販機の売上記載の有無を調査（収支報告書により調査）した。その結果は、【表 15】のとおりであり、収支報告書に自販機の売上に関する記載がないものが 55 台（48.2%）あった。また、収支報告書に記載のある 59 台についても、自販機に係る収入が明確でないもの（4 台）があった。

【表 15】収支報告書に記載の有無

区分	台数	構成比 (%)
有	59	51.8
無	55	48.2
合計	114	100.0

ウ 所見

指定管理者は、収支報告書において、自販機設置に伴う収入とその他の収入とを明確に区別する必要がある。

制度主管課においては、自販機設置に伴う収入が指定管理業務の内容（本来業務）として発生する場合には、収支報告書の様式において、自販機設置に係る収入の勘定科目を設けることを検討すべきである。

【資料１】自動販売機設置状況一覧

所管 部局	課名	区分	施設名	台数		
				合計	市直接管 理施設	指定管理 施設
総務部	財産活用課	庁舎施設	本庁舎（キャノピー）	1	1	0
			本庁舎本館	7	7	0
			本庁舎南別館	1	1	0
			本庁舎北別館	1	1	0
	小計			10	10	0
地域振 興部	地域振興課	集会施設	都城市総合文化ホール	10	0	10
	山之口総合 支所地域生 活課	庁舎施設	山之口総合センター	2	2	0
		集会施設	弥五郎どん交流活性化センター	1	1	0
	山之口総合 支所産業建 設課	商業・産業 施設	道の駅山之口	5	0	5
		公園施設	山之口あじさい公園	1	1	0
	高城総合支 所地域生活 課	庁舎施設	高城総合支所	3	3	0
		社会教育・ 文化施設	高城生涯学習センター	4	4	0
			高城地区公民館石山分館	2	2	0
			体育・レク リエーショ ン施設	高城勤労青少年ホーム	1	0
		石山体育センター		1	0	1
	高城農村環境改善センター	1	0	1		
	高城総合支 所産業建設 課	公園施設	中池農村公園	1	1	0
	山田総合支 所地域生活 課	庁舎施設	山田総合センター	1	1	0
	山田総合支 所産業建設 課	集会施設	活性化センター（かかし館）	4	0	4
		商業・産業 施設	農村婦人の家	1	0	1
			伝統伝承館・観光トイレ	1	0	1
	高崎総合支 所地域生活 課	庁舎施設	高崎総合支所	1	1	0
		保健・医 療・福祉施 設	高崎福祉保健センター	1	1	0
	高崎総合支 所産業建設 課	商業・産業 施設	高崎大牟田農産加工センター	1	0	1
	小計			42	17	25
環境森 林部	環境政策課	環境・衛生 施設	都城市斎場	1	1	0
		その他施設	都城市北墓地	1	1	0
	環境業務課	庁舎施設	環境業務課事務所	1	1	0
	環境施設課	体育・レク リエーショ ン施設	志和池中央ふれあい広場	4	0	4
			都城市南部ふれあい広場	5	0	5
		環境・衛生 施設	リサイクルプラザ	2	0	2
			都城市クリーンセンター	4	4	0
	小計			18	7	11

※ 「所管部局」は令和７年４月１日現在の名称による。

所管 部局	課名	区分	施設名	台数		
				合計	市直接管 理施設	指定管理 施設
福祉部	福祉課	保健・医療・福祉施設	都城市総合福祉会館	1	1	0
	障がい福祉課	保健・医療・福祉施設	勤労身体障害者教養文化体育施設	2	0	2
	小計			3	1	2
健康部	健康課	保健・医療・福祉施設	健康医療ゾーン	1	1	0
	小計			1	1	0
農政部	農政課	商業・産業施設	公設地方卸売市場	15	0	15
	小計			15	0	15
商工部	商工政策課	集会施設	ウエルネス交流プラザ	3	0	3
		商業・産業施設	未来創造ステーション	1	0	1
			まちなか交流センター	2	0	2
			中央バス待合所	3	0	3
		駐車・駐輪施設	中心市街地中核施設附帯駐車場	2	0	2
			中央地区立体自動車駐車場	3	0	3
		小計		14	0	14
観光PR部	みやこん じょPR課	体育・レクリエーション施設	高城健康増進センター	6	0	6
			総合交流ターミナル複合施設（ゆぼっぼ）	5	0	5
		商業・産業施設	都城市物産振興拠点施設「道の駅」都城	12	12	0
		公園施設	観音池公園	3	0	3
			一堂ヶ丘公園	1	0	1
			かかしの里パークゴルフ場用地	3	0	3
			高崎総合公園パークゴルフ場	2	0	2
			関之尾公園	10	0	10
			母智丘公園	4	0	4
			金御岳公園	1	0	1
		小計		47	12	35
スポーツ部	スポーツ政策課	体育・レクリエーション施設	姫城地区体育館	2	0	2
			姫城公園運動広場	1	0	1
			沖水市民広場	1	0	1
			志和池市民広場	1	0	1
			早水公園体育文化センター	15	0	15
			山之口運動公園体育館	5	0	5
			都城運動公園管理棟	5	0	5
			都城運動公園野球場	2	0	2
			山田運動公園	1	0	1
			高崎総合公園	2	0	2
			高城運動公園	18	0	18
		小計		53	0	53

所管 部局	課名	区分	施設名	台数		
				合計	市直接管 理施設	指定管理 施設
土木部	道路公園課	体育・レク リエーショ ン施設	梅北運動公園	1	1	0
		公園施設	川の駅公園	4	4	0
			神柱公園	13	13	0
			早水公園	7	7	0
			中央東部 1 号街区公園	3	3	0
			城山公園	2	2	0
			祝吉郡元公園	1	1	0
			寿児童公園	1	1	0
	維持管理課	その他施設	市道	1	1	0
	住宅施設課	住宅施設	一万城団地	2	2	0
			宮丸西団地	3	3	0
小計			38	38	0	
教育委 員会	生涯学習課	集会施設	中央公民館	3	3	0
			小松原地区公民館	1	1	0
			祝吉地区公民館	1	1	0
			五十市地区公民館	1	1	0
			沖水地区公民館	1	1	0
			庄内地区公民館	1	1	0
			西岳地区公民館	1	1	0
			中郷地区公民館	1	1	0
			コミュニティセンター	2	0	2
	文化財課	社会教育・ 文化施設	都城歴史資料館	1	1	0
	学校給食課	学校・教育 施設	都城市都城学校給食センター	1	1	0
	美術館	社会教育・ 文化施設	都城市立美術館	1	1	0
	都城島津邸	社会教育・ 文化施設	都城島津邸	2	2	0
小計			17	15	2	
上下水 道局	上下水道局 総務課	その他施設	上下水道局	2	2	0
	上下水道局 下水道課	その他施設	中央終末処理場	1	1	0
小計			3	3	0	
消防局	消防局総務 課	消防施設	南消防署	5	5	0
			北消防署	3	3	0
小計			8	8	0	
総計			269	112	157	

資料２ アンケート調査項目及び集計結果

【調査方法】

全課に対して、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、自動販売機を設置している市の行政財産である建物及びその敷地（指定管理者制度導入施設を含む。）を対象財産とし、以下の事項について、調査票（Excel）での回答を求めた。

番号	質 問 事 項	選 択 肢 等	集計 結果
基本情報	所管課名、課コード等	課（室）等名、課コード等を入力 ※ 1台ごとに、行を分けて入力してください。その際、「上記と同じ」、「〃」等の記載や空欄とせず、必ず所管課名等を再度入力してください。	
問1	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、行政財産である建物及びその敷地への自動販売機の設置の有無	ア 設置している イ 設置していない → 問2以降の回答は不要です。	269
問2	設置している施設名等	（施設等）名を記入	
問3	設置している施設の区分 （施設カルテにおける施設類型）	ア 庁舎施設 イ 集会施設 ウ 社会教育・文化施設 エ 体育・レクリエーション施設 オ 保健・医療・福祉施設 カ 商業・産業施設 キ 環境・衛生施設 ク 児童施設 ケ 学校・教育施設 コ 住宅施設 サ 公園施設 シ 駐車・駐輪施設 ス 防災施設 セ 消防施設 ソ その他施設 → 問3-2に具体的に入力してください。	18 30 10 80 5 41 7 0 1 5 54 5 0 8 5
問4	指定管理施設であるか否か	ア 指定管理施設である → 問4-2へ イ 指定管理施設ではない → 問5～問17へ	157 112
問4-2	自動販売機取扱事業者に自動販売機を設置させている者	ア 指定管理者 イ 市 → 問5～問17へ ウ ア・イ以外 → 問4-2-2に具体的に入力してください。以降回答は不要です。	134 22 1
問4-3	自動販売機の設置について、指定管理施設の管理運営業務に関する基本協定書に記載されているか	ア 記載あり イ 記載なし	86 48
問4-4	自動販売機の設置について、指定管理施設の事業計画書に記載されているか	ア 記載あり イ 記載なし	113 21
問4-5	自動販売機の設置について、指定管理施設の自主事業計画書に記載されているか	ア 記載あり イ 記載なし	0 134
問4-6	自動販売機の設置について、指定管理業務に含まれるものとして取り扱っているか否か	ア 指定管理業務に含まれるものとして取り扱っている イ 指定管理業務に含まれないものとして取り扱っている	108 26

番号	質 問 事 項	選 択 肢 等	集計 結果
問4-7	自動販売機の設置について、市の行政財産目的外使用許可又は市との行政財産貸付契約の有無	ア あり → 問5～問17へ	20
		イ なし → 問18へ	114
問5	設置の根拠	ア 地方自治法第238条の4第7項に基づく行政財産目的外使用許可	92
		イ 地方自治法第238条の4第2項に基づく行政財産の貸付け	13
		ウ 地方自治法以外の個別法に基づくもの	33
		エ その他 → 問5-2に具体的に入力してください。	16
問6	設置手続	ア 使用許可（抽選の方法による。）	10
		イ 使用許可（ア以外の方法による。） → 問6-2に具体的に入力してください。	128
		ウ 貸付け（競争入札の方法による。）	1
		エ 貸付け（随意契約の方法による。）	12
		オ その他の方法による → 問6-3に具体的に入力してください。	3
問7	許可等相手方の区分	ア 自動販売機取扱事業者（飲料メーカー等）	113
		イ 福祉団体等	8
		ウ 指定管理者	19
		エ 個人	1
		オ その他 → 問7-2に具体的に入力してください。	13
問8	許可等相手方の名称	許可等相手方の名称を記入	
問9	自動販売機の種類	ア 清涼飲料水	144
		イ 食品	8
		ウ たばこ	1
		エ その他 → 問9-2に具体的に入力してください。	1
問10	使用期間（許可、契約等期間）	年 月 日 ～ 年 月 日	
問11	新規か継続か	ア 新規	24
		イ 継続 → 問11-2へ	130
問11-2	『【問11】で「イ」を選択した場合のみ回答』 継続の際に募集又は入札をしているか	ア している	0
		イ していない	130
問12	自動販売機の年間売上実績	数値のみ入力してください（単位：円）。 ※令和6年度の売上金額	
問13	使用料等	数値のみ入力してください（単位：円）。 ※令和6年度に使用料、貸付料等として市が収入した金額（必要経費（電気料金等）を除いた額）	
問14	使用料等の減額・免除の有無	ア 減額及び免除なし → 問15へ	137
		イ 減額あり → 問14-2へ	0
		ウ 免除あり → 問14-3へ	17
問14-2	『【問14】で「イ」を選択した場合のみ回答』 減額の割合等	具体的に入力してください。	
問14-3	『【問14】で「イ」又は「ウ」を選択した場合のみ回答』 減免の理由	ア 公共的団体又は公益団体がその事務又は事業のために使用するとき	0
		イ 市長が特別の理由があると認めるとき	0
		ウ 指定管理者が指定管理施設の管理経費に充てるため → 問14-4へ	17
		エ その他 → 問14-3-2 に具体的に入力してください。	0
問14-4	『【問14-3】で「ウ」を選択した場合のみ回答』 指定管理料の積算時に当該減免額を反映しているか否か	ア 反映している	15
		イ 反映していない	2

番号	質 問 事 項	選 択 肢 等	集計 結果
問15	【問13】の使用料等の積算方法	ア 使用料条例第2条及び別表第1により算定した額 → 問16へ イ 入札により決定した金額（定額制） → 問15-3へ ウ 入札により決定した割合に売上額を乗じた額（歩合制） → 問15-4へ エ 「イ」（定額制）と「ウ」（歩合制）の合算 → 問15-3及び問15-4へ オ その他 → 問15-2に具体的に入力してください。	123 1 0 0 13
問15-3	『【問15】で「イ」、「エ」を選択した場合のみ回答』 月当たりの定額	数値のみ入力してください（単位：円）。	
問15-4	『【問15】で「ウ」、「エ」を選択した場合のみ回答』 売上額に乗じる割合	数値のみ入力してください（単位：%）。	
問16	必要経費（使用料条例第5条の規定に基づく電気料金）の徴収の有無	ア 徴収している → 問16-2へ イ 徴収していない → 問16-3へ	76 78
問16-2	【問16】で「ア」を選択した場合のみ回答 電気料金の徴収額	数値のみ入力してください（単位：円）。（令和6年度に徴収した金額）	
問16-3	【問17】で「イ」を選択した場合のみ回答 電気料金を徴収していない理由	理由を具体的に入力してください。	
問17	必要経費（使用料条例第5条の規定に基づく水道料金）の徴収の有無	ア 徴収している → 問17-2へ イ 徴収していない → 問17-3へ	0 154
問17-2	【問17】で「ア」を選択した場合のみ回答 水道料金の徴収額	数値のみ入力してください（単位：円）。（令和6年度に徴収した金額） → 問18以降の回答は不要です。	
問17-3	【問17】で「イ」を選択した場合のみ回答 水道料金を徴収していない理由	理由を具体的に入力してください。（水道を使用しない場合は、「未使用」と記載ください。） → 問18以降の回答は不要です。	

問18以降は、問4で「ア 指定管理施設である」を選択し、問4-7で「イ なし」を選択した場合についてのみ回答してください。

なお、回答に当たっては、指定管理者に確認をお願いします。

番号	質 問 事 項	選 択 肢 等	集計 結果
問18	相手方の区分	ア 自動販売機取扱事業者（飲料メーカー等） イ 福祉団体等 ウ 個人 エ その他 → 問18-2に具体的に入力してください。	110 3 0 1
問19	相手方の名称	相手方の名称を記入	
問20	自動販売機の種類	ア 清涼飲料水 イ 食品 ウ たばこ エ その他 → 問20-2に具体的に入力してください。	99 11 1 3
問21	使用期間（許可、契約等期間）	年 月 日 ～ 年 月 日	
問22	新規か継続か	ア 新規 イ 継続	5 109
問23	設置手続	ア 競争入札 イ 特定業者を指名 ウ 抽選 エ その他 → 問23-2に具体的に入力してください。	2 70 10 32
問24	自動販売機の年間売上実績	数値のみ入力してください（単位：円）。 ※令和6年度の売上金額	
問25	設置料	数値のみ入力してください（単位：円）。 ※令和6年度に指定管理者が飲料メーカー等から収入した金額（電気料金等を除いた額）	
問25-2	指定管理業務の収支決算書に当該設置料が計上されているか否か	ア 計上している → 問25-3に計上している勘定科目を入力してください。 イ 計上していない	114 0
問26	【問25】の設置料の積算方法	ア 定額 → 問26-3へ イ 歩合 → 問26-4へ ウ 定額と歩合の合算 → 問26-3及び問26-4へ エ その他 → 問26-2に具体的に入力してください。	0 113 0 1
問26-3	『【問26】で「ア」、「ウ」を選択した場合のみ回答』 月当たりの定額	数値のみ入力してください（単位：円）。	
問26-4	『【問26】で「イ」、「ウ」を選択した場合のみ回答』 売上額に乗じる割合	数値のみ入力してください（単位：%）。	
問26-5	【問26】 【問26-3】 【問26-4】 の積算方法等となった経緯	ア 相手方との協議 イ 競争入札 ウ その他 → 問26-6に具体的に入力してください。	109 2 3

番号	質 問 事 項	選 択 肢 等	集計 結果
問27	必要経費（電気料金）の徴収の有無	ア 徴収している → 問27-2へ イ 徴収していない → 問27-3へ	85 29
問27-2	【問27】で「ア」を選択した場合のみ回答 電気料金の徴収額	数値のみ入力してください（単位：円）。（令和6年度に徴収した金額）	
問27-3	【問27】で「イ」を選択した場合のみ回答 電気料金を徴収していない理由	理由を具体的に入力してください。	
問28	必要経費（水道料金）の徴収の有無	ア 徴収している → 問28-2へ イ 徴収していない → 問28-3へ	0 114
問28-2	【問28】で「ア」を選択した場合のみ回答 水道料金の徴収額	数値のみ入力してください（単位：円）。（令和6年度に徴収した金額）	
問28-3	【問28】で「イ」を選択した場合のみ回答 水道料金を徴収していない理由	理由を具体的に入力してください。（水道を使用しない場合は、「未使用」と記載ください。）	
問29	所管課は、当該自動販売機について、契約書の写しの提出を受けているか。	ア 受けている イ 受けていない	58 56
問30	所管課は、当該自動販売機について、売上等の報告を受けているか。	ア 受けている イ 受けていない	84 30
問31	所管課は、指定管理料の積算時に設置料相当額を反映しているか。	ア 反映している イ 反映していない	69 45

都 行 第 5 1 号

平成 25 年 5 月 16 日

関係各課等長 様

行政改革課長

管 財 課 長

公の施設における自動販売機の設置手続について（通知）

自動販売機設置許可につきましては、平成 21 年 2 月 10 日付け都行第 163 号によりフロー図を示しており、このフロー図に従った手続をお願いしています。

このフロー図では、施設設置条例に指定管理者の行為として物品の販売等が行えることが規定されており、この規定に基づき指定管理者自らが自動販売機を使って清涼飲料水等を販売している場合は、この手続の対象外としていました。

今回、対象外となる場合を含めたフロー図を、別添のとおり明記して定めましたので、今後は、このフロー図により事務手続を行ってください。

なお、施設設置条例により、指定管理者が自動販売機を設置した場合においても、公の施設の設置者として施設の設置目的の達成に向けた指導・監督を行う責任がありますので、引き続き適切な管理に努めていただきますようお願いいたします。

（文書取扱）

企画部行政改革課

自動販売機設置許可の手続（案）

